

## 書評

## G. Ritter: Europa und die deutsche Frage

—— Bemerkungen über die geschichtliche Eigenart des deutschen Staatsdenkens —— (München, 1948)

戦争は常に当事者達をして、己の側に正義のあることを主張せしめる。敵対者は不正であり、その限において俱に天を戴くべからざる存在であるとされる。しかも近代的国家間の争いでは、そうした正義と人道の為の聖戦という意識は、国民全体に確認され、輿論の集結と昂揚、支持が特に強く要求されてくる。第二次大戦もまた決して此の例に漏れるものではなかつた。その結果として敗戦国の責任が、正義と人道と平和の名において裁かれたことは今日我々がなお生々しく記憶しているところである。

ところでそのような正義の主張が極端化すると、戦争勃発の直接原因となつた相手国の個々の主張乃至は為政者そのものを不正であると責めるばかりではなく、相手国の存在そのものが既に宿命的に平和破壊の根本的原因であるとさえ説かれるのであり、それがまた却つて自国民の敵愾心を煽る上に甚だ有力な効果を取めるといつた事態が生ずるに至つた。枢軸国によつてなされたイギリス海賊國論がそれである。然しそれに対しイギリスでは、ただ単にナチス・ドイツ（全体主義的独裁）だけではなく、ドイツの存在そのものが、直ちに平和破壊を意味するという急進的な主張が優勢となつたのである。こうした考え方は、戦争と正義の問題を政治論や国際法論の狭い枠内に閉じこめることに甘んじないで、ドイツの「集団的責任」(Kollektivschuld)の歴史的説明にまで發展する。しかもイギリスのドイツに対する勝利は、そうした伝統的な平和破壊者としての「ドイツ原罪論」を背景として、ドイツ人の罪の贖いを要求するに至つた。敗戦と分割統治に打ちひしがれたドイツ人の失望に加うるに、連合国の

ドイツ原罪論の責めは、現代がマス・コミュニケーションの時代であるだけに、いよいよドイツ人の復興への意欲と自信とを根柢から揺がし、打ち砕くほどの影響を持つたようである。

しかしながらドイツの宿命的な平和破壊という思想は、一体どれだけの歴史的眞実味があるのだろうか。此の問題に対し、世界の不信の眼とドイツ国民の一般的な絶望の唯中にあつて、ドイツの歴史的伝統が、人間の尊厳を卑しめる悪魔的性格を本来的に持つものではなかつたこと、更にはドイツ人が未来に向つて祖国の復興に努力することは、同時に世界に寄与する正当性を充分主張し得ることを弁明し、ドイツ人の勇氣と正義心を涵養しようとする努力が、大戦の回顧反省と並んで歴戦後のドイツ史学界において試みられている。此処に紹介しようとするリッターの著述も、そうしたドイツの現在の要請に応えようとするものに他ならないが、それは碩学の蘊蓄によつて深く裏づけられているが故に、軽薄な傾向の時評論におわることなく、我々の歴史観に多くの学問的示唆を与えるものと

思われる。

近世ドイツの一般の特徴を挙げる場合、何よりも先に指摘されることは、ドイツの軍国主義的、絶対権力的国家の形成である。しかもこうしたドイツの歩みは常にヨーロッパの平和を紊乱する必然性を伴うという事が、即ちドイツの「集団的責任」下「原罪」に他ならない。それはナチス・ドイツで最高頂に達したが、然し此の傾向はドイツ民族の歴史とともに古くまた根源的であるとされる。軍国的・好戦的という点と、専権的という特徴にドイツの伝統の烙印を捺すならば、問題は自らプロイセン軍国主義と、世俗権力に対する服従を説いたといわれるルター思想へと適つて行つたのも当然であろう。ルターの領邦君主権に対する服従の教説は、人民の自由の要求を宗教的・倫理的・政治的に裏切り、ドイツ人の権力に対する盲従という精神的伝統を形成したとされる。こうしたルター主義（権力への盲従）とプロイセン主義（平和の破壊）こそは、自由と平和を以て正義の基幹と見做す西ヨーロッパの伝統に背反するものという風に一般化されるに至つた。

リッターは此のような「ドイツ原罪論」に對して、ルター主義から出発し、プロイセン主義、革命、国民主義、帝國主義、世界戦争と歴史を辿りつつ、その中から各時代に於ける夫々のドイツ政治思想の意義を検討しつつ、「原罪論」を批判する。

ドイツ人の権力に対する盲従の淵源に關して、ルターが屢々責任を問われる所以は、彼が道義的・宗教的戒律を純粹に個人的内面的倫理に限定し、世俗の政治的生活と宗教的倫理とを分離する方向に導いた点にあるとされる。しかしながらリッターによれば、聖書に基く服従の要請はひとりルターのみに見られるのではなく、ツウィングリ、カルヴィンも同様である。また世俗的権力に対しては、ルターは屢々革命的とさえ言える程の激昂を示して居る。寧ろ政治と宗教・倫理との乖離を誘致したのは、西ヨーロッパとドイツの歴史的環境の距りに由来するといふのである。領邦君主とルターの宗教改革とは、共に中世的な諸要素の矛盾を克服することを志向していた点で、同じ軌道を進んでいるのであり、従つてルター主義は、領邦的権力に對して反

抗すべき契機を一般的には見出せなかつた。西ヨーロッパのプロテスタンティズムは、ドイツと異つて、政治権力の残酷な迫害と闘い、その圧迫から解放される。此処に政治的自由の倫理と宗教的理想との結合という今日の西ヨーロッパ的政治観が特徴的に形成される。従つて「盲従」は、ルター思想が本来的に内包する特質乃至は缺陷から發するのではなく、十六・七世紀の歴史的条件・環境に由来する。更にルターの宗教の内面化と世俗からの乖離が、直ちに絶対的権力の生長を促す培養土になつたと見ることに關しても、リッターは反對する。世俗的権力の強化と盲従を促したものは、十八世紀の敬虔主義であり、それはルターの思想と外形上の類似を示しているにも拘らず、本質においては甚だしく異つたものであるとされる。

同様にリッターは十八世紀のプロイセンの勃興、フリードリヒ大王についても平和破壊の「原罪」を否定し、権力主義的マキアヴェリズムの非難から擁護しようとする。フリードリヒの数多の戦争をもつてヨーロッパの平和を紊すドイツ人の好戦的軍国主義の起源と

責めるなら、グスタフ・アドルフからルイ十四世、チャールス十二世、ピョートル大帝を経て、エカテリナ二世に至る大陸諸国の戦争と征服を我々は如何に解釈するのか。更にフリードリヒの後継者が二人ともヨーロッパの戦争に捲き込まれるのを懼れ回避した事實は、プロイセンの伝統を軍国主義と見ることに背馳するのではないか。

フリードリヒ大王はヨーロッパ大陸の絶対主義的国家系の完成者ともいわれるべき存在である。彼は征服欲と個人的名声を望む良心なきマキアヴェリストではなかつた。彼は軍隊の機能、行動をある限界にかぎり、「最初のシュレジエン戦争の成果を取めた後は、極めて意識的に防禦態勢に努めたのであり、一七五六年（七年戦争開始）にも根本的には防禦から逸脱することはなかつた」。また彼は所謂啓蒙的専制君主であり、その絶対主義はいわば「ホッブスの自然法思想に立つていた」。実にフリードリヒ大王こそは近世前半における国家理性を實現したのであり、ルイ十四世において既に示されたところの「大陸型」近世國家を完成したのであつた。彼の出

現とプロイセンの強國への上昇は当時において「残酷な征服者、僭主としてではなく、まさに外交と戦術との巨匠として、西ヨーロッパの輿論に認められて居た」のである。確かにフリードリヒの政治思想には國民的福祉が考慮されてはいたが、國民の政治的自由は存しなかつた。然しそれは絶対主義的国家理性の当然の姿であり、彼フリードリヒの中には決して破廉恥の権力政治は存しなかつた。それはナスズムと相距ることきわめて遠いものがある。彼の時代に擁護され、後にはドイツの支配階級の伝統となつたエンカー氣質——それこそはプロイセン主義であり、封建的人格關係に裏づけられてはいるが、然し名譽と矜持と責任感と忠誠を徳目とする——はナチズムに対し反抗しているのである。従つてフリードリヒ大王から発する軍國的プロイセン主義を以てナチの母胎、ドイツの原罪と見ることは餘りに一面的である。

以上のようにリッターはルター主義とプロイセン主義との「原罪」を釈明した後、ドイツの強権的要素の酵母をフランス革命の中に求めようとする。此の革命は絶対主義國家觀

を破り、プロイセンの「牧歌」から新たな芽をつみとつてしまつた。そして革命の中に全く新しい「大陸型國家觀」が建てられたのであり、それは近代的全體國家（國民國家）思想の先驅者となつた。平等的デモクラシーに立つ此の新しい大陸型國家觀は、議會主義的な「島嶼型國家觀」と異り、その理論はルソーの所謂 *volonté générale* に由来する。一般意志の理論こそは強権的民族國家の精神的支柱であつた。更に革命におけるナポレオンの征服からの解放は、軍国主義の上にその道を開くことになり、ドイツ国内においては古き王制の復古へと導くことになる。ドイツ國民意識は軍隊と戦争の上に基礎づけられ、祖國は同時に國民的國家を意味することになる。此のようなドイツの歩みは、大陸型國家觀の典型をドイツに集中せしめることとなつた。それはドイツの宿命であつたとはいへ、然しながらただドイツの中から自然發生的に生じたものではなく、ヨーロッパ史の中に普遍的な大陸型的結合であつたのである。

リッターは此の後に理想主義、ロマン主

義、現実主義、帝國主義と十九世紀のヨーロッパ史及びドイツ史の展開と、それに關聯する政治の動行を追及しつつ、ドイツの破滅への道を跡づける。旧い権力と新たに生長する人間疎外的な文明との結合の在り方の中に、リッターは悲劇を反省している。然しながら其処に彼べられてはいる彼の見解は今日極めて重要な事柄であるとはいへ、歴史学上別段新しいものではないので詳説を控えよう。寧ろリッターの見解は、既に我国でも紹介されているマイネッケの思惟に近似するものと見て差支えない(矢田俊隆訳「ドイツの悲劇」参照)。然しながらリッターも亦一九一九年までは——即ち前大戦の終るまで——ドイツの政治思想が所謂「権力の鬼神」に屈従することが一般的に見て否定されなければならぬと主張する。

最後にリッターは、彼の最初に提出した問題、即ちドイツ人の「集團的責任」「原罪」に立ち帰りのように結論つけている。

(1) 「全体主義的獨裁は、特殊にドイツ的な現象では決してない。それは民主主義的國家体制から專權的なそれへの變革を意味する

ものであつて、かかる可能性は、あらゆる歴史的權威(正統性)が崩れた後、直接的人民支配が「大衆の暴動」から試みられる場合には何処でも發生する。ここには組合や団体機關による、また前代までの政治的長所の伝統による大衆の組織化に缺けてはいる。ある政治的危機が生ずる時、ある政治的行動主義者が宣傳や評判によつて大物の人氣を得、自ら人民主權即ち統一的な人民の意志の代表者の如く見せかけることに成功した場合に、全体主義的獨裁が成立する。(2) その様な状態は、ドイツにおいては第一次大戦後に至つてはじめて發生する。従つてヒットラー主義はドイツ史の全体を通じて全く新たに發生したものであり、長い歴史の中から必然的に期待された現象ではない。(3) そうした全体主義的獨裁が大戦後の窮状を解決すべき唯一の道として、ドイツ人によつて要請され期待されたということ、即ちヒットラーは輿論により不可避的に專權主義の道を強要されたということは全く考えられない。ヒットラーが政權を掌握する前に彼を支持した大衆は、彼から獨裁制を期待することは決してなかつた。むしろ大衆

は、ワイマール政權が多数政黨の連立政府によつて構成されていたのに代つて、一黨の優勢による民主政治という形を望んだのであつた。(4) それにも拘らずヒットラーの獨裁が人民の反抗を受けずに容易に達成せられた所以は議會政治に対する國民の不信にあつた。それはワイマール共和制下に於ける政黨政治の苦い經驗から生じただけでなく、ドイツが長い專制君主政下にあつたことから生ずる生活感情の慣習に、より強く影響されている。然しこの事は屈從への伝統というものではない。何故なら、ナチの政權確立にとつては、テロや大衆の煽動が重要であり、國民の心の準備の問題は意義をもつものではなかつたがら。(5) 然しながらナチの勝利にとつてより重要なことは、ヴェルサイユ條約の束縛から早く權勢を回復しようとする焦燥と、政治的社会的對立を超えた新たな民族共同体を形成しようとする衝動が強く働いていたことである。此の二つは、ドイツの回復を漸進せしめていたワイマール共和制の功績に対して、ドイツ人を盲目にした。其処に國家理性を輕蔑し國際協調を破壊するヒットラー主義の乗す

る隙が開かれたのである。ドイツ人は此の焦燥と衝動に対し自ら責任を取らなければならぬ。(6) かくて民族社会主義の前徴は既に十九世紀末から普遍的にヨーロッパ文明の没落の中に認められるのであり、ドイツにおいてはその没落から野蛮への転落が前大戦の遺産の中に準備されたのであつた。その一つは政治の傭兵「化」であり、他の一つはハプスブルグ帝国の没落の混沌の中で形成された残忍な闘争手段であつた。(7) 然しながら歴史はただ一つの軌道の上のみを進むものではなく、未来に向つて数多くの並行交叉する道をもつてゐる。ドイツは今日までは崩壊の道をとる結果になつたのではあるが、我々には人間の平和を脅すことなしに再び上昇する道も開かれてゐるのである。以前の「人類の頂点」に達しようとする不適な目的をばや我々は今日望みはしない。我々は文化民族として安定した存在に達すればそれで満足するであらう。が然しその為には我々は自信をもつことが必要である。しかもドイツの過去に就いての考察は——それにも拘らず——我々が文化民族たることの正当なことを認めてゐるのである。

以上リッターの所説は、イギリス的な「原罪」説に対する弁明であり、ドイツ人に對する自民族の歴史を通しての自信と再建への励ましである。彼の説く歴史的環境、条件という歴史解釈の方法は、既に批判を強く受けた歴史主義的立場を依然固執してはいるが、然しそれにも拘らず、ドイツ史の諸現象を全ヨーロッパの視野の中から説明しようとしており、「原罪」説の狭隘を学問的に退けることに成功してゐる。また彼の政治思想は経済史や社会史的視点に缺けるもの少しとしないが、国家観を政治・宗教・科学・技術・集團心理等の面から綜合して、しかも大陸型国家観と島嶼型国家観に類別しながら夫々の型のもつ内容を空疎なものに終らせぬ点に我々の学びが発展させるべき素材があらう。もつとも此のような理論はリッターが以前から用いてゐるところのもので本書においてはじめて試みられた方法ではない。然し我々は此のような弁明の書が、駁論意識の強烈な餘り反動的に自己の誇張に陥り易いことを屢々見受ける。本書が此の弊を全くといつてよい程示していない事に、我々に著者の学問的良心と人

間の美しさを感じるであらう。日本の歴史家で戦後幾人が、外国の激しい非難に抗し乍ら公正を失わず、卑屈さを感じずに弁明と未来への希望を歴史的反省として主張し得たであらうか。本書はそうした意味で研究書たる以上に我々の生き方を考えさせる心の糧でもあらう。

——岡部健彦——

川崎庸之著（井上光貞編、

古代社会二章二節）

### 奈良仏教の成立と崩壊

これは表題に記したように古代の概説書の一節として収められてゐるけれども、古代仏教思想史についてころみられた劃期的な力作である。一昨年、井上光貞氏が古代仏教思想史の動向と題して、文献学・仏教考古学・教理史などの諸分野、あるいは古代国家の仏教政策などについて従来それぞれ独自の立場と問題によつてなされてきた諸業績を、古代国家の成立——動搖と仏教という観点から統一して新たな課題を提起された（史学雑誌六〇ノ一）。この井上氏の主張における「古代国家の成立——動搖」ということの具体的な